

# 破産手続開始・免責許可申立書

東京地方裁判所民事第20部 御中

平成 年 月 日

(ふりがな)

申立人氏名： \_\_\_\_\_

(ふりがな)

(ふりがな)

(旧姓 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_ (※旧姓・通称で借入した場合のみ)

生年月日 大・昭・平 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日生 ( \_\_\_\_歳)

本籍 別添住民票記載のとおり

現住所 別添住民票記載のとおり (〒 \_\_\_\_\_ ) ※郵便番号は必ず記入すること

住民票と異なる場合：〒 \_\_\_\_\_

現居所 (住所と別に居所がある場合) 〒 \_\_\_\_\_

申立人代理人 (代理人が複数いる場合には主任代理人を明記すること)

事務所 (送達場所) , 電話, ファクシミリ, 代理人氏名・印

印紙 1500円 郵券 4100円	
係 印	備 考



## 申立ての趣旨

- 1 申立人について破産手続を開始する。
- 2 申立人 (破産者) について免責を許可する。

## 申立ての理由

申立人は、添付の債権者一覧表のとおり債務を負担しているが、添付の陳述書及び資産目録記載のとおり、支払不能状態にある。

手続についての意見：同時廃止 管財手続

即日面接 (申立日から3日以内) の希望の有無：希望する 希望しない

生活保護受給【無・有】→生活保護受給証明書の写し

所有不動産【無・有】→オーバーローンの定形上申書あり ( \_\_\_\_倍)

破産・個人再生・民事再生の関連事件 (申立予定を含む) 無 有 (事件番号 \_\_\_\_)

管轄に関する意見

住民票上の住所が東京都にある。

大規模事件管轄又は関連事件管轄がある。

経済生活の本拠が東京都にある。

勤務先所在地 〒 \_\_\_\_\_

東京地裁に管轄を認めるべきその他の事情がある。

添付書類の確認 個人番号 (マイナンバー) が記載された書面を添付していない。